

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市企業職員就業規程及び市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成28年4月1日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市企業職員就業規程及び市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部を改正する規程

(生駒市企業職員就業規程の一部改正)

第1条 生駒市企業職員就業規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第33条の見出しを「(旅行)」に改め、同条中「出張命令は、出張命令簿」を「旅行命令は、旅行命令簿」に改める。

(市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部改正)

第2条 市長から事務委任された事務に関する事務専決規程(平成24年3月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

別表の1の表第1号中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。